

2消安第708号
令和2年5月7日

一般社団法人全国植物検疫協会 御中

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態
宣言の延長下における業務継続について

植物防疫関係者の皆様におかれては、新型コロナウイルスの影響がある中で、食料の安定供給に支障がないように取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

同法に基づく緊急事態宣言は、5月6日までとされていたところですが、本日以降も延長されたことから、引き続き、食料の安定供給を支える事業者等の需要に応えられるよう、業務の継続を行っていただきますよう、貴団体の会員に周知をお願いいたします。

連絡先

農林水産省消費・安全局植物防疫課

03-3502-5976